



2026年12月期 1Q決算説明資料

東証スタンダード 2597

株式会社ユニカフェ

2026年1月1日～2026年3月31日



決算概況

工業用市場の低迷等により取扱数量は前年を下回るものの、更なる付加価値化の追求等により、売上高及び営業利益においては前年同期を上回る。

売上高

4,378百万円

前年同期比(増減)

+26.6% (+921百万円)

営業利益

258百万円

前年同期比(増減)

+32.4% (+63百万円)

取扱数量

7,459トン

前年同期比(増減)

▲10.0% (▲834トン)

(百万円)

	2025年12月期1Q (2025年1月1日~3月31日)		2026年12月期1Q (2026年1月1日~3月31日)	
	(連結)	(対売上高比)	(連結)	(対売上高比)
売上高	3,457	—	4,378	—
営業利益	195	5.7%	258	5.9%
経常利益	194	5.6%	260	5.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	134	3.9%	213	4.9%
E B I T D A	304	8.8%	375	8.6%
R O E	2.1%		3.0%	

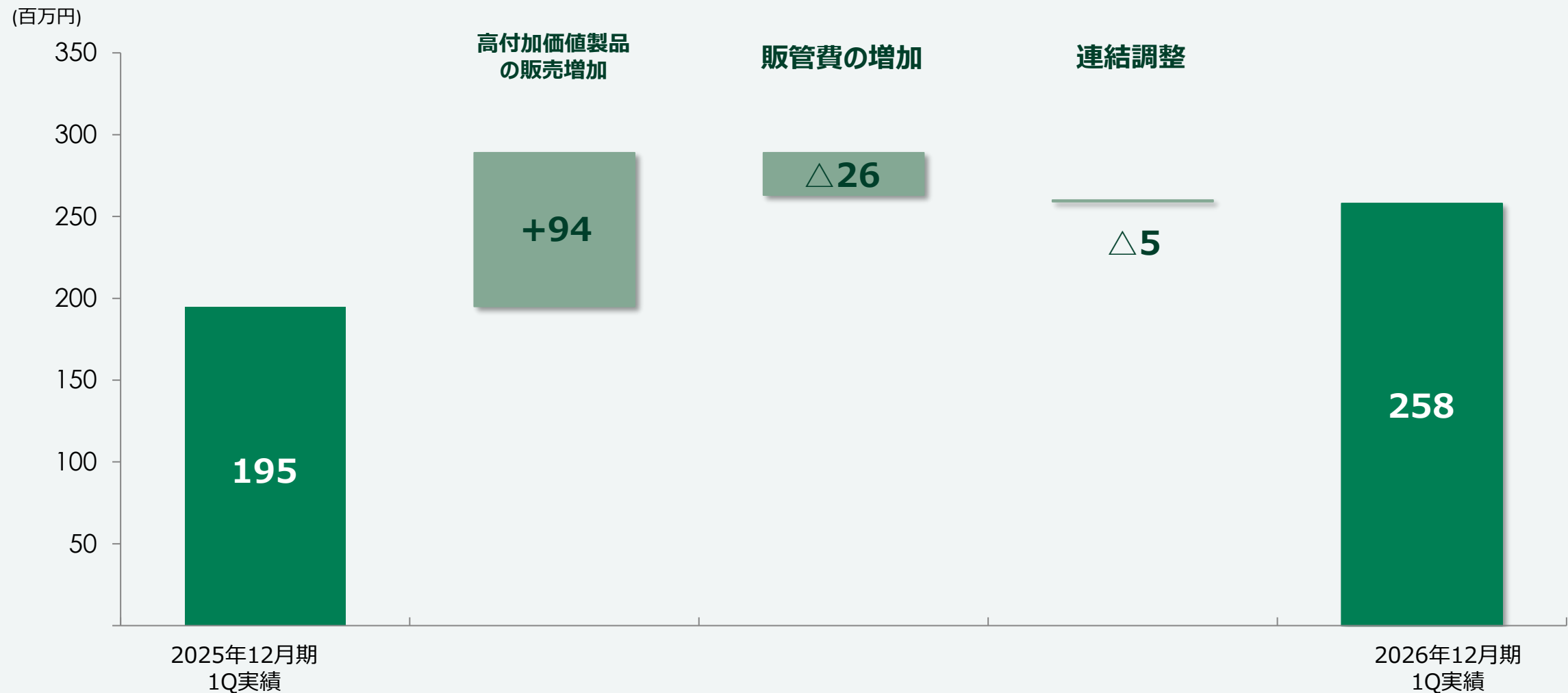
(百万円)

2026年12月期1Q（2026年1月1日～3月31日）							
	(当社)	対売上高 比	(アート コーヒー)	対売上高 比	(連結調整)	(連結)	対売上高 比
売 上 高	3,990	—	1,031	—	△643	4,378	—
営 業 利 益	173	4.3%	68	6.6%	16	258	5.9%
経 常 利 益	197	4.9%	68	6.7%	△6	260	5.9%
当期純利益及び 親会社株主に帰属 する当期純利益	162	4.1%	56	5.4%	△4	213	4.9%

(百万円)

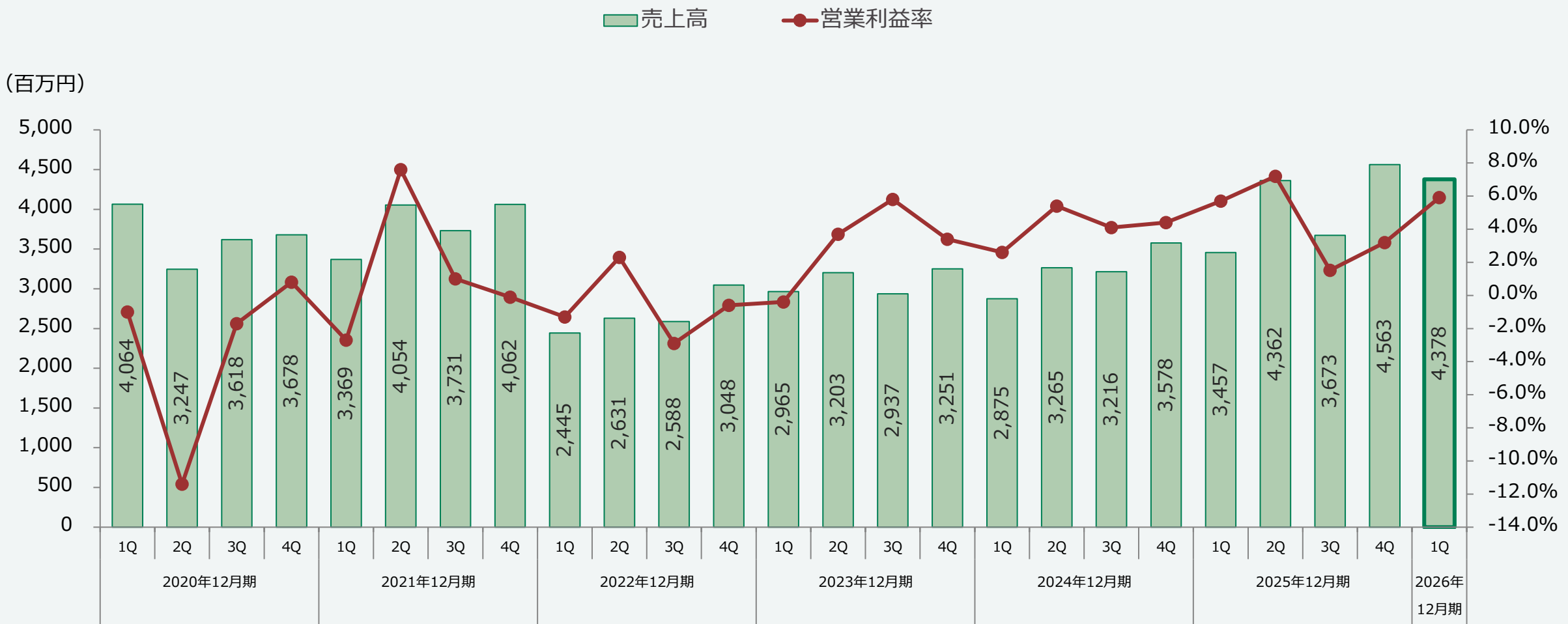
		2025年12月期 (連結)	2026年12月期1Q (連結)	増減
資産の部	流動資産	9,950	9,187	△762
	固定資産	5,557	5,478	△78
	資産合計	15,507	14,666	△841
負債の部	流動負債	7,454	6,627	△827
	固定負債	953	860	△92
	負債合計	8,408	7,487	△920
純資産の部	株主資本	7,087	7,167	+79
	評価・換算差額等合計	11	11	△1
	純資産合計	7,099	7,178	+79
負債純資産合計		15,507	14,666	△841
自己資本比率		45.8%	48.9%	+3.1%

生活者の嗜好の多様化に対応した商品提案の強化や、更なる付加価値化の追求に努めた結果、前年同期比較での増収増益を達成。



主な指標

四半期業績の推移（連結）



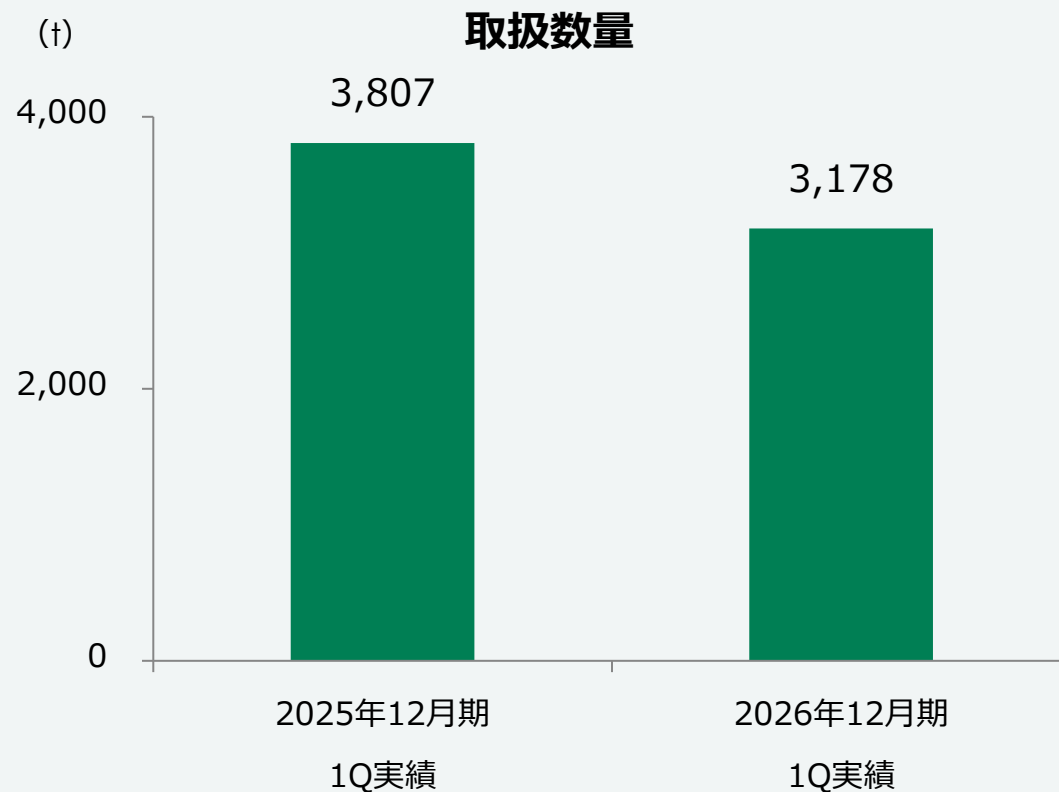
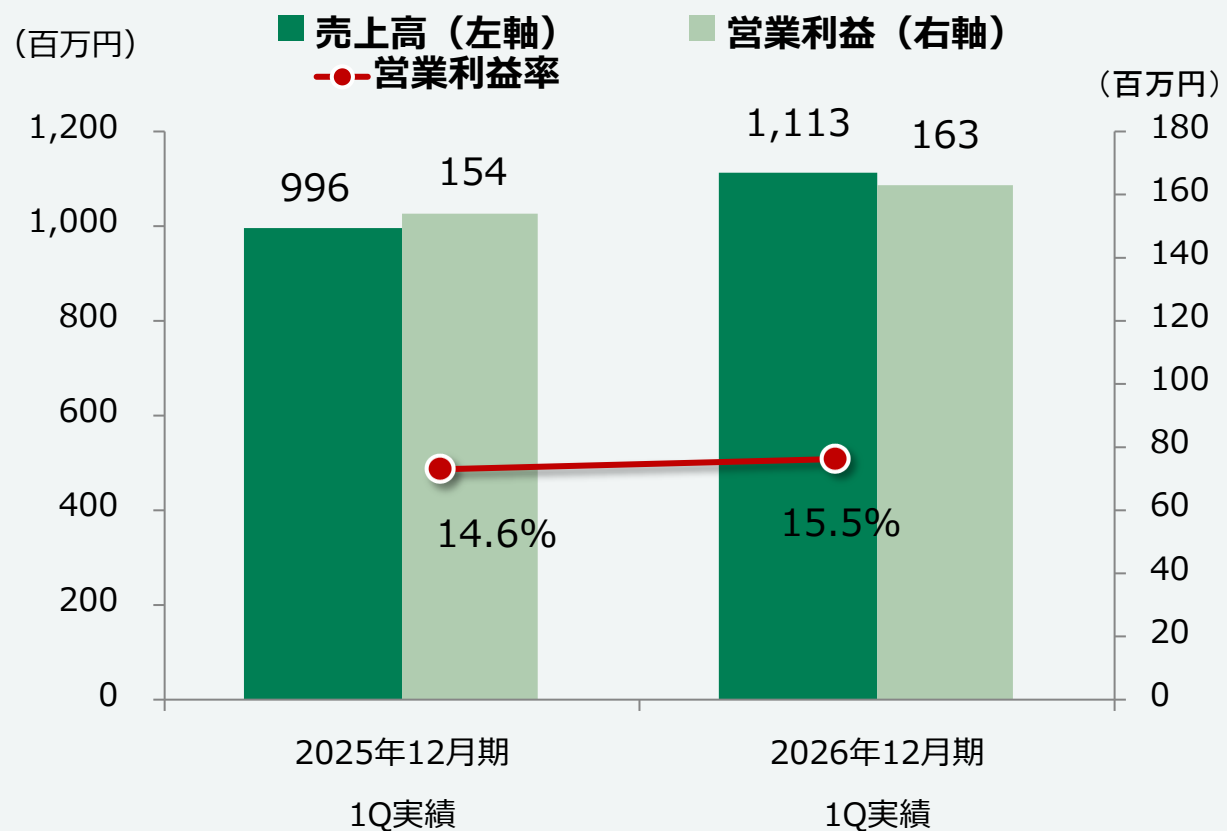
※ 1. 2022年12月期の期首より収益認識会計基準を適用しております。

主要生産国の豊作見込等により、コーヒー相場は下落基調で推移したものの、円安傾向の長期化や中東情勢の緊迫化等により、コーヒー生豆調達価格は依然として高値水準が継続中。

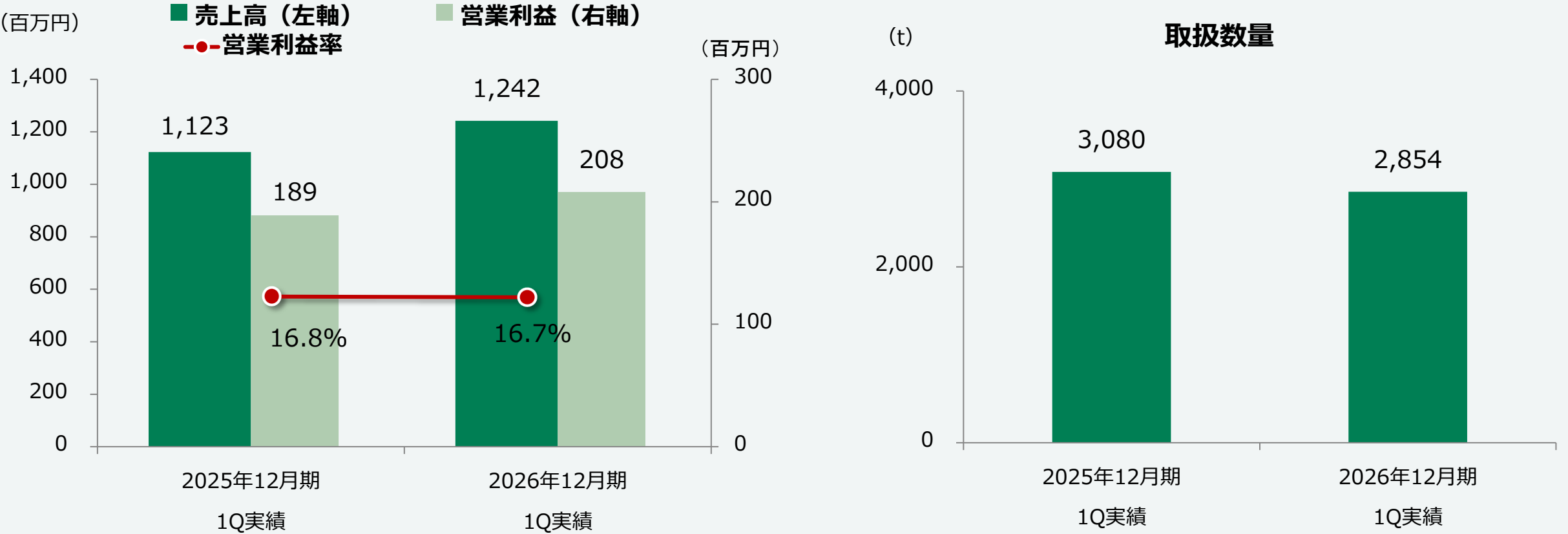


チャネル別の業績

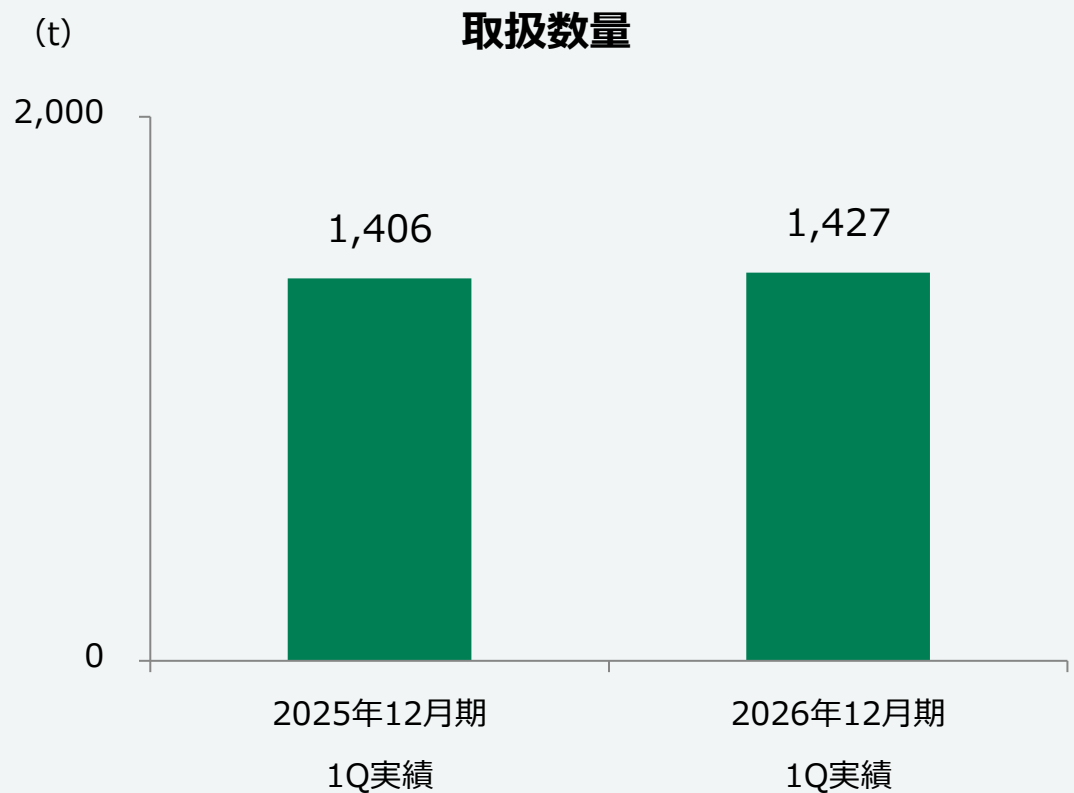
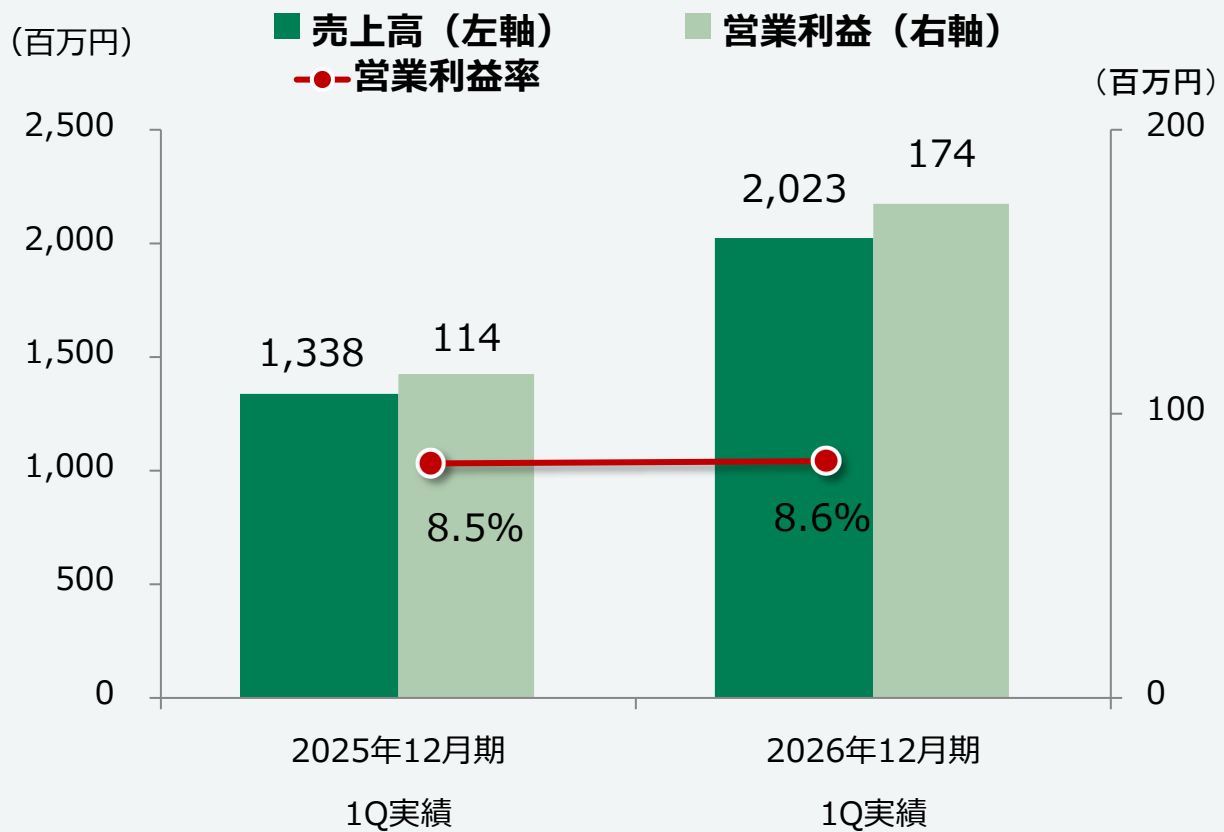
市場の低迷により取扱数量は前年を下回るも、生産性の向上等により、利益面では前年を上回る。



■ 主要取引先の一部において取扱数量が減少したものの、高付加価値製品の増加等により、利益面では前年を上回る。



生活者の嗜好の多様化に対応した商品提案を強化した結果、すべての指標において前年を上回る。



・ 免責事項

- ・ 本資料に記載の内容は、過去及び現在の事実に関するものを除き、当社が現時点で入手可能な情報及び仮説に基づいて判断されたものであり、当該仮説や判断に含まれる不確定要素や、将来の経済環境の変化等により影響を受ける可能性があり、結果として当社の将来の業績と異なる可能性があります。
- ・ なお、本資料における将来情報に関する記述は上記のとおり本資料の日付（またはそこに別途明記された日付）時点のものであり、当社は、それらの情報を最新のものに随時更新するという義務も方針も有しておりません。
- ・ また、本資料に記載されている当社以外の企業等にかかわる情報は、公開情報等から引用したものであり、かかる情報の正確性・適切性等について当社は何らの検証も行っておらず、また、これを保証するものではありません。
- ・ 本資料利用の結果生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。

・ インサイダー取引に関するご注意

- ・ 企業から直接、未公開の重要事実の伝達を受けた投資家（第一次情報受領者）は、当該情報が「公表」される前に株式売買等を行うことが禁じられています（金融商品取引法166条）。
- ・ 同法施行令第30条等の定めにより、二つ以上の報道機関に対して企業が当該情報を公開してから12時間が経過した時点、または金融証券取引所に通知しかつ内閣府令で定める電磁的方法（TDnetの適時開示情報閲覧サービスおよびEDINET公開WEBサイト）により掲載された時点を以って「公表」されたものとみなされます。